

## 生徒心得

高校生の本分を自覚し、自主的・計画的に学習し、実力を身につけるように心がける。

### 1 日程

#### ① 日程表

※予鈴 8:40 (8:45には教室に入り着席していること)

SHR 8:45～8:55

1時限 9:05～9:55

2時限 10:05～10:55

3時限 11:05～11:55

4時限 12:05～12:55

昼休み 12:55～13:35

5時限 13:35～14:25

6時限 14:35～15:25

清掃 15:25～15:40

※清掃は全員で分担

SHR 清掃終了後

#### ② 下校時刻

下校時刻は次のとおりとする。

4月～10月 午後 5:00

11月～3月 午後 4:30

#### ③ 下校時刻以後、生徒会・クラブ活動・その他の用件で時刻延長を必要とする場合は、顧問及び関係職員の判断で次のように延長できる。

4月～10月 午後 6:30

11月～3月 午後 6:00

#### ④ 更に、クラブ大会・発表会・更農祭等で特別延長を必要とする場合は、顧問及び関係職員の指導のもとで次のように特別延長が認められる。

4月～10月 午後 7:30 (女子は午後7:00)

11月～3月 午後 7:00

#### ⑤ 時刻延長、特別延長を必要とする場合は「下校延長願」を提出する。

#### ⑥ 外出

放課以前に用事で外出する場合は、外出の許可を得て、外出証を持参する。

### 2 欠席・欠課・遅刻・早退及び忌引

#### ① 病気その他でやむを得ず欠席する場合は、電話その他の方法で、保護者が事前に学校に連絡する。 学校の電話番号 026 (292) 0037 (代表)

#### ② 遅刻、早退については、その理由を届け出る。

#### ③ 忌引については、次の基準で服喪することができる。

父 母 7日以内

兄弟祖父母 3日以内

伯叔父母 1日

### 3 服装について

#### ① 制服について

1) 本校指定の制服を着用する。

(1) 男子 ブレザー、スラックス、シャツ、ネクタイを着用する。夏季の半袖シャツは任意とす

る。

(2) 女子 プレザー、スカート、スラックス、ブラウス、ネクタイを着用する。12月から2月までの期間、女子全員スラックス着用とする。

2) 衣替えの時期を基本とする。6月～9月 10月～5月 とする。

3) コート、ジャンパー類を着用する場合は、色・デザインなど華美でないものとする。なお、教室内での着用は認めない。

4) 本校の制服は、本校が紹介する協力店から購入する。

#### ② 履物について

1) 本校指定の上履き（サンダル）を使用する。

2) 体育館では、体育館専用の運動靴を使用する。

3) 通学の履物は靴（黒・茶系）または運動靴を原則とし、サンダルは禁止とする。

#### ③ 頭髪・髪飾りなどについて

1) 頭髪は学生らしい髪形とし、パーマ、染色、脱色、そり込み、筋入れ、編みこみ、エクステ等をしてはならない。

2) 髪飾りなどについても、華美にならないよう心掛ける。

#### ④ その他

1) ルーズソックス、化粧、指輪、ピアス、ネックレス、ブレスレット、マニキュア、口紅、有色のリップクリーム、カラーコンタクトなどは禁止する。

### 4 行事・集会

① 校内において諸集会を開く場合は、事前に学校の許可を受ける。

② 校外の各種団体の主催する行事や集会に参加する場合は、事前に学校に届け出て指導を受ける。

### 5 交通安全

本校は、平成30年度から「交通安全モデル校」の指定を受け、全校あげて交通安全教育に取り組んでいる。

登下校時に限らず、常に交通安全マナーを守り、人命を尊重するとともに、他人に迷惑をかけないよう心掛ける。

絶対に事故に遭わず、また事故を起こさないため次の事項を厳守すること。

#### ① 自転車通学の心得

1) 防犯登録をし、自転車保険または高校生総合保険に加入する。

2) 本校所定のステッカーを自転車に必ず貼付する。

3) 登校したら、所定の場所に駐輪し、必ず施錠すること。

4) 通行中は道交法に従うこと。（二人乗り、右側通行、携帯電話使用禁止など）

#### ② バイク・四輪車の使用について

1) 全国PTA連合会推進の三ない運動（免許を取らない・乗らない・買わない）に基づき、バイクの使用は原則禁止する。

2) 四輪車の使用については、一切認めない。

#### ③ バイク免許取得について

1) バイクの免許取得は認めない。

#### ④ 普通免許取得について

1) 普通・準中型免許は3年次に取得希望調査をし、許可を受けた生徒は「免許取得許可証」を持参して個々に申し込みをする。学校長の許可を得ない個人での申し込みは禁止する。

2) 免許交付は、3月卒業式以降とする。

### 6 アルバイトについて

① 高校生活を充実させるために、アルバイトは好ましくないが、家庭の事情でどうしてもしなければ

ならない者は、保護者を通じて、所定の用紙に必要事項を記入し、学校長の許可を得る。

- ② アルバイトを行う場合は、学校の指導・助言に従って実施する。遅刻・欠席の多い者、成績が不振な者、学校生活がきちんとできていない者は届け出を受理しない。
- ③ 次に該当するアルバイトは、届け出を受理しない。
  - 1) 宿泊を伴うもの
  - 2) 危険を伴うもの
  - 3) アルコール類を主として扱う飲食店での接客業
  - 4) 20時以降の深夜
- ④ 届け出たアルバイトを辞める場合、変更する場合は、その旨を届け出ること。
- ⑤ 定期考査1週間前、考査期間中は原則として行わない。
- ⑥ 1年生は高校生活に慣れるまで（1学期）はアルバイトを許可しない。

#### 7 男女交際

男女交際は、お互いに相手の立場を尊重し、他の非難・誤解を招くことのないようにする。

#### 8 所持品・金銭の扱いについて

- ① 所持品にはすべて、学年、組、番号、氏名を明確に記入する。
- ② 学習に関係のないゲーム機や、必要以上の金銭は持参しない。
- ③ 生徒同士の所持品や金銭の貸し借りはしない。

#### 9 校外生活

- ① 外出に際しては服装・態度に注意する。
- ② 外出に際しては、行き先・用件・帰宅時刻等を家人に知らせ、遅くまでの外出や外泊はしない。
- ③ 遊技場（パチンコ、麻雀など）、風俗営業店、スナック・バーなどへの出入りは禁止する。喫茶店、飲食店への出入りはみだりにしない。
- ④ 旅行や宿泊を伴うものは保護者の管理下とする。学校で認めないグループでの登山、キャンプ、宿泊を伴う行事には参加してはならない。
- ⑤ 中学校時代の同級会を行う場合は、出身中学校を会場にして昼間に行う。その際は、中学校の許可を得るとともに、旧師の出席をお願いし、会費は「申し合わせ事項」に定められた範囲内とする。

#### 10 その他

- ① 授業中は、携帯電話、音楽プレーヤー、ゲーム機等、授業に支障のあるものの使用を禁止する。
- ② スマホ・携帯電話は朝のSHR開始から午後のSHR終了まで、一切使用しない。各自のロッカー内に電源をOFFにして入れておく。
- ③ 長期休業中、土日曜祝祭日などのクラブ活動その他で学校を使用する場合は、事前に届け出て許可を受ける。
- ④ 学校の施設備品は大切に扱う。また、使用教室、クラブ部室、更衣室等は、汚さないよう常に整理整頓しておく。
- ⑤ 遠距離通学等で下宿する場合は、学校長に届け出る。
- ⑥ 学習や対人関係で悩み事がある場合は、教育相談を受けることができる。教師と相談して利用すること。